

○文部科学省告示第百三十一号

大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第五十七条第一項、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）第十二条第一項、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第七十六条第一項、短期大学設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）第十二条第一項、専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第七十三条第一項及び高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）第二十八条第一項の規定に基づき、教育課程等特例認定大学等の認定等に関する規程を次のように定める。

令和四年九月三十日

文部科学大臣 永岡 桂子

教育課程等特例認定大学等の認定等に関する規程

（認定の基準）

第一条 教育課程等特例認定大学等（大学設置基準第五十七条第二項及び大学通信教育設置基準第十二条第二項に規定する教育課程等特例認定大学、専門職大学設置基準第七十六条第一項に規定する教育課程等特例認定専門職大学、短期大学設置基準第五十条第二項及び短期大学通信教育設置基準

第十二条第二項に規定する教育課程等特例認定短期大学、専門職短期大学設置基準第七十三条第二項に規定する教育課程等特例認定専門職短期大学並びに高等専門学校設置基準第二十八条第二項に規定する教育課程等特例認定高等専門学校をいう。以下同じ。）の認定の基準は、次のとおりとする。

一 教育課程等特例認定大学等としての認定（以下「認定」という。）を受けようとする大学（専門職大学、短期大学及び専門職短期大学を含む。）及び高等専門学校（以下「大学等」という。）が、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制が十分整備されていること並びに教育研究活動等の状況を積極的に公表していること。

二 認定を受けようとする大学等が、次条の申請の日の直近の認証評価（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百九条第三項の規定により受けるものを除く。第九条第二項第八号において同じ。）において適合認定を受けていること。

三 認定を受けようとする大学等が、次条の申請の日前五年以内において次のいずれにも該当しないこと。

イ 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分、寄附行為又は定款に違反したこと。

ロ 財政状況が健全でなくなったこと。

ハ イ及びロに掲げるもののほか、教育条件又は管理運営が適正を欠くに至ったこと。

四 次に掲げる事項が、次条の申請計画書において明らかにされていること。

イ 申請目的

ロ 先導的な取組として特例対象規定の全部又は一部によらない教育（以下「先導的な教育」という。）を行う学部、学科、課程又は学部以外の基本組織（以下「学部等」という。）

ハ 先導的な教育において、その全部又は一部によらないこととする特例対象規定

ニ 先導的な教育の実施内容

ホ 先導的な教育の実施が、当該先導的な教育を行わない場合に比して教育研究水準の向上に資する取組である根拠

ヘ 学生に対する適切な配慮のための具体的な措置

ト 実施予定期間

チ 先導的な教育の実施を通じて得られる教育効果の検証に係る計画

五 前号の申請計画書の内容が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

（認定の申請）

第二条 認定を受けようとする大学等の学長（高等専門学校にあつては校長。以下同じ。）は、申請書に申請計画書その他別に定める書類を添えて、文部科学大臣に申請するものとする。

（認定の手続等）

第三条 文部科学大臣は、前条の申請があつた場合には、当該申請に係る認定をするかどうかを決定し、当該申請をした大学等の学長に対し、速やかにその結果を通知するものとする。

2 文部科学大臣は、中央教育審議会大学分科会の審査を経て、認定を行うものとする。第五項の規定により認定期間を延長するとき及び第五条第一項の規定により教育課程等特例認定大学等が前条の申請計画書に記載した事項（第一条第四号ロ及びハに掲げるものに限る。第五条第一項において同じ。）を変更しようとするときも同様とする。

3 文部科学大臣は、認定を行う場合においては、前条の申請計画書により大学等が申請する実施予定期間を踏まえ、その認定期間を定めるものとする。

4 文部科学大臣は、先導的な教育の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。

5 文部科学大臣は、教育課程等特例認定大学等が認定期間の延長を申請した場合において、特に必要があるとき、当該認定期間を延長することができる。

（公示）

第四条 文部科学大臣は、認定をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示するものとする。前条第五項の規定による認定期間の延長を認めたとき、次条第二項の規定による変更の届出があつたとき並びに第九条第一項及び第二項の規定により認定を取り消した

ときも同様とする。

2 前項の規定による公示は、教育課程等特例認定大学等に係る第二条の申請計画書を踏まえ、先導的な教育の実施内容、当該先導的な教育を行う学部等及びその全部又は一部によらないこととされた特例対象規定その他別に定める事項を付して行うものとする。

（申請計画書の内容変更）

第五条 教育課程等特例認定大学等は、第二条の申請計画書に記載した事項を変更しようとするときは、文部科学大臣の認定を受けなければならない。

2 教育課程等特例認定大学等は、第二条の申請計画書に記載した事項（第一条第四号ロ及びハに掲げるものを除く。）を変更する場合には、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。ただし、別に定める軽微な変更については、この限りでない。

（実施状況報告書等）

第六条 教育課程等特例認定大学等は、毎計画年度（認定期間をその開始の日から一年ごとに区分した各期間（最後に一年未満の期間を生じたときは、その一年未満の期間）をいう。）、実施状況報告書を作成し、当該計画年度終了後三月以内に、文部科学大臣に提出しなければならない。

2 教育課程等特例認定大学等は、インターネットの利用により別に定める書類を公表している場合には、当該書類を公表しているウェブサイトのアドレスを記載した書類の提出をもって前項の規定

による実施状況報告書の提出に代えることができる。

3 教育課程等特例認定大学等は、認定期間終了後三月以内に、教育効果検証報告書を作成し、文部科学大臣に提出しなければならない。

（報告の徴収等）

第七条 文部科学大臣は、教育課程等特例認定大学等が行う先導的な教育の実施状況を確認するため必要があると認めるときは、当該教育課程等特例認定大学等に対し、当該先導的な教育の実施状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は調査を行うことができる。

（措置の要求）

第八条 文部科学大臣は、教育課程等特例認定大学等が行う先導的な教育の適正な実施のため必要があると認めるときは、当該教育課程等特例認定大学等に対し、当該先導的な教育の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

（認定の取消し）

第九条 文部科学大臣は、教育課程等特例認定大学等から認定の取消しの申請があつたときは、当該認定を取り消さなければならない。

2 文部科学大臣は、教育課程等特例認定大学等が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該教育課程等特例認定大学等の認定を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。

二 先導的な教育の円滑かつ確実な実施が現になされていないことが明らかであるとき又は見込まれなくなったとき。

三 第五条第一項の規定により認定を受けなければならない事項を同項の認定を受けないで変更したとき。

四 第五条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 第七条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき又は同条の調査に応じなかったとき。

六 前条の規定による措置をとらなかったとき。

七 前各号のほか、法令の規定、法令に基づく所轄庁の処分、寄附行為又は定款に違反したとき。

八 認定された後に行われた認証評価において適合認定を受けられなかったとき。

3 文部科学大臣は、前項の規定により認定を取り消すに当たっては、中央教育審議会大学分科会の審査を経て、行うものとする。

（認定期間に係る特例）

第十条 教育課程等特例認定大学等が認定を受けた日から当該教育課程等特例認定大学等に係る認定期間の末日までの間に入学し、第一条第四号口の学部等における先導的な教育を受けている学生が

在籍している間は、当該認定に係る先導的な教育を継続することができる。

2 前条第一項及び第二項の規定により認定を取り消された場合についても、前項と同様とする。

附 則

この告示は、令和四年十月一日から施行する。